

令和3年8月25日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症にかかるまん延防止等重点措置の適用について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルスの感染状況については、8月17日に初めて100人を超える新規感染者が確認されるなど、感染拡大に歯止めがかからない状況が続いており、こうした状況を踏まえ、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置の区域に本県が追加されたところです。

つきましては、8月25日に知事から県民の皆様へお願いした「新型コロナウイルス感染症の感染状況等について」「長崎県まん延防止等重点措置」をご確認のうえ、取組の徹底をお願いいたします。

なお、引き続き職場関連の感染事例も見られることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが危機意識をもって対応するとともに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

○長崎県「まん延防止等重点措置」

- 重点措置区域：長崎市、佐世保市
- 期間：8月27日（金）～9月12日（日）
- 根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 県民の皆様への要請等

《重点措置区域（長崎市、佐世保市）》

- ・午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない
- ・混雑した場所等への外出の半減

《県下全域共通》

- ・日中も含め、不要不急の外出自粛
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動
- ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域や他の重点措置区域との往来は控える
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- ・「三つの密」を徹底的に避ける

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底
- ・普段一緒にいる家族以外との会食は控える
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に依拠していない飲食店等の利用は控える

2 飲食店等への要請（時短要請協力金対象）

《重点措置区域（長崎市、佐世保市）》

- ・期間：8月27日（金）～9月12日（日） ※区域以外も9月12日まで延長
- ・要請内容
 - ・営業時間を午後8時までに短縮 ※区域以外も同じ
 - ・終日、酒類の提供を自粛 ※区域以外は午後7時以降自粛
 - ・飲食を主たる業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛
 - ・感染防止対策の実施 ※区域以外も同じ
 - ・業種別ガイドラインの遵守 ※区域以外も同じ

3 集客施設への要請（大規模施設時短協力金対象）

《重点措置区域（長崎市、佐世保市）》

- ・期間：8月27日（金）～9月12日（日）
- ・要請内容
 - ・営業時間を午後8時まで短縮（イベント開催時及び映画館については午後9時まで）
 - ・大規模小売店やショッピングセンター、百貨店等の大規模商業施設においては、入場者が密集しないよう整理・誘導、人数管理・人数制限を実施（特に、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下食品売り場等については徹底）
 - ・入場者の整理状況をホームページ等を通じて広く周知
 - ・業種別ガイドラインの遵守
 - ・店舗における感染防止対策

4 催物（イベント等）の取り扱い

《県下全域共通》

- ・期間：8月27日（金）～9月12日（日）
- ・要請内容
 - ・イベントは開催の中止・延期等を含めて検討
 - ・やむを得ずイベントを開催する場合、
 - ◇参加人数は、「人数上限」、「収容率」のうち小さい方を限度とする
 - ◇「開催時間」を厳守
 - ◇「基本的な感染防止策」を徹底

5 その他の要請

《県下全域共通》

【事業者】

- 業種別ガイドラインを遵守
- 出勤者の7割削減を目指し、リモートワークや時差出勤、休暇の取得促進などを推進
- 職場における感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等、居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意など）の徹底
- 職員の行動管理や健康管理（N-CHATの活用等）を徹底